

タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和62年2月20日付け62農蚕第842号農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表
（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<u>タイ産マンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則</u> 植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第17の<u>タイ産キオウサウエイ種、チョークアナン種、ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャノ種及びラッド種のマンゴウの生果実（以下「生果実」という。）</u>に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第82号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 <u>蒸熱処理施設</u> 告示4の（1）及び（2）の蒸熱処理施設は、次の条件を満たすものとされている。 （削る。） （1）自動温湿度記録装置が設備されていること。 （2）自動温湿度記録装置の温度計は、<u>較正されたものであって、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心部の温度（ただし、同一蒸熱処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心部の温度。以下同じ。）並びに蒸熱処理施設内の空間温度を測定するものであること。</u> （3）自動温湿度記録装置の湿度計は、<u>較正されたものであって、蒸熱処理施設内の空間湿度を測定するものであること。</u> （4）<u>蒸熱処理施設は、生果実の中心部の温度を所定の温度に保持できるものであること。</u> 2 <u>こん包及びこん包場所</u> （1）<u>こん包</u> 告示6の（1）のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされている。 ア 生果実をこん包に収納する前に包装材料（通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。 イ 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限	<u>タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則</u> 植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第17の<u>タイ王国産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャノ種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第82号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</u> 1 <u>消毒施設</u> 告示4の生産地における消毒のための蒸熱処理施設は、次の条件を満たしているものとする。 （1）<u>果実温度を上げるための装置は、差圧方式であること。</u> （2）<u>自記記録式温湿度計が設備されていること。</u> （3）<u>自記記録式温湿度計の温度の測定装置は、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心温度（ただし、同一処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心温度。以下同じ。）並びに蒸熱処理施設内の空間温度を測定できるものであること。</u> （4）<u>自記記録式温湿度計の湿度の測定装置は、蒸熱処理施設内の空間湿度を測定できるものであること。</u> （新設） 2 <u>こん包及びこん包場所</u> （1）<u>こん包</u> 告示6の（1）のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとする。 ア 生果実をこん包に収納する前に<u>合成樹脂製の包装材料（通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）</u>で包み込んでいること。 イ 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限

る。以下同じ。）が張られているこん包を使用すること。
ウ こん包又は束ねたこん包全体を網で覆うこと。

(2) こん包場所

告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たすものとされている。

ア 蒸熱処理施設に接続して設置されており、窓等の開口部には全て網が張られているなど、ミカンコミバエ種群及びウリミバエの侵入を防止するための設備があること。

イ 消毒済生果実の専用のこん包場所であること。

ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、必要に応じ消毒が行われていること。

3 保管場所及び保管期間

(1) 告示7の保管場所は、スワンナプーム空港内の施設であって、タイ植物防疫機関が指定する次のいずれかの施設とされている。

ア 低温施設を具備した消毒済生果実の専用保管施設

イ 旅客待合広間に設置されていて、消毒済生果実を陳列し、販売する小売店

(2) (1)の保管場所における保管期間は、消毒の日から8日以内とするものとされている。

(3) 保管場所における生果実は、次の場合、タイ植物防疫機関により当該こん包に係る植物検疫証明書又は植物検疫証票を抹消されるものとされている。

ア (2)の保管期間を超えた場合

イ 告示6の(3)の封印がない場合

ウ 告示9の表示がなされていない場合

エ こん包が破損又は開ひされている場合

4 こん包場所及び保管場所の事前確認

植物防疫官は、告示6の(2)のこん包場所及び告示7の保管場所について、それぞれ2の(2)及び3の(1)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として当該場所の使用開始前に、当該こん包場所の確認及び当該保管場所の指定のための調査(以下「確認等」という。)がタイ植物防疫機関により適切に行われたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時タイ植物防

る。)が張られているこん包を使用すること。

ウ こん包又は束ねたこん包全体が網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)で覆われていること。

(2) こん包場所

告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たしているものとする。

ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られている等ミカンコミバエ種群又はウリミバエ(以下「ミバエ類」という。)の侵入を防止するための設備があること。

イ 消毒済みマンゴウ生果実の専用こん包場所であること。

ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、また必要に応じ消毒が行われること。

3 保管場所及び保管期間

(1) 告示7の保管場所は、スワンナプーム空港内の施設であって、タイ王国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。

ア 低温施設を具備した消毒済みマンゴウ専用保管施設

イ 旅客待合広間に設置されていて、消毒済みマンゴウを陳列し、販売する小売店

(2) (1)の保管場所における保管期間は、消毒の日から8日以内とするものとする。

(3) 保管場所における生果実は、次の場合、タイ王国植物防疫機関により当該こん包に係る植物検疫証票をまっ消されるものとする。

ア (2)の保管期間を超えた場合。

イ 告示6の(3)の封印がない場合。

ウ 告示9の表示がなされていない場合。

エ こん包が破損又は開ひされている場合。

4 消毒施設、こん包場所及び保管場所の調査

(1) 植物防疫官は、消毒施設、こん包場所及び保管場所について、それぞれ1、2及び3の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができる。

(2) (1)の調査は、原則として、タイ王国植物防疫機関が行う日本向けマンゴウ生果実の消毒施設、こん包場所及び保管場所

疫機関に確認等を求め、その結果を確認することができるものとする。

5 消毒及び検査の実施確認

(1) 消毒の実施の確認

告示5の消毒の実施の確認は、次に掲げる確認がタイ植物防疫機関により適切に行われたことを植物防疫官が確認することをもって行うものとする。

ア ナンカンワン種のマンゴウの生果実

(ア) 蒸熱処理施設内の空間温度を摂氏47.5度に設定し、飽和蒸気により生果実を室温から加温し、生果実の中心部の温度が摂氏46.5度に達した後、その温度以上で10分間保持されたこと又は蒸熱処理施設において、生果実の中心部の温度が一定の上昇率で摂氏43度まで上がり、その後飽和蒸気により当該中心部の温度が摂氏47度に達した後、その温度以上で20分間保持されたことの確認

(イ) 生果実の中心部の温度の測定点が正確であったことの確認

イ キオウサウエイ種、チョークアナン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャノ種及びラッド種のマンゴウの生果実

(ア) 蒸熱処理施設において、生果実の中心部の温度が一定の上昇率で摂氏43度まで上がり、その後飽和蒸気により当該中心部の温度が摂氏47度に達した後、その温度以上で20分間保持されたことの確認

(イ) 生果実の中心部の温度の測定点が正確であったことの確認

(2) 検査の実施の確認

ア 告示5の検査の実施の確認は、生果実のこん包数の5パーセント以上について、検疫有害動植物、特にミカンコミバエ種群及びウリミバエがないことの確認がタイ植物防疫機関により適切に行われたことを植物防疫官が確認することをもって行うものとする。

イ アの確認の結果、ミカンコミバエ種群又はウリミバエが発見された場合は、タイ植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査し、その原因が判明し、再発防止策が講じられるまでは以後の消毒の実施の確認を行わないものとする。

(削る。)

の指定のための調査と共同して行うものとする。

5 検査及び消毒の実施確認

(1) 消毒の実施の確認

告示5の消毒の実施の確認は、次により、原則として、タイ王国植物防疫機関と共同して行うものとする。

ア ナンカンワン種のマンゴウの生果実については、蒸熱処理施設の設定温度を47.5度とし、飽和蒸気により生果実を室温から加温し、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心温度が46.5度に達した後、その温度以上で10分間保持されたこと又は蒸熱処理施設において、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心温度が一定の上昇率で43度まで上がり、引き続き飽和蒸気により当該中心温度が47度に達した後、その温度以上で20分間保持されたこと、生果実の中心温度測定点が正確であったこと等を確認すること。

イ ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャノ種及びラッド種のマンゴウの生果実については、蒸熱処理施設において、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心温度が一定の上昇率で43度まで上がり、引き続き飽和蒸気により当該中心温度が47度に達した後その温度以上で20分間保持されたこと、生果実の中心温度測定点が正確であったこと等を確認すること。

(2) 輸出検査の確認

ア 告示5の検査の確認は、原則としてマンゴウ生果実のこん包数の5パーセント以上についてタイ王国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にミバエ類がないことを確認することをもって行うものとする。

イ アの検査の確認の結果、ミバエ類が発見されたときは、ミバエ類が付着した原因についてタイ王国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の確認を行わないものとする。

ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、

(削る。)

(削る。)

(削る。)

6 植物検疫証明書
植物防疫官は、5の(1)により消毒が完全に行われたこと及び5の(2)のアにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記するものとする。

7 植物検疫証票
告示8の植物検疫証票は、次の字句の内容を含むものとされている。

エ ウの確認を行った生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、植物検疫証明書又は次の様式による植物検疫証券を各こん包の表面にちょう付させるものとする。

Phytosanitary Certificate Label For MANGO
Master Certificate No. _____ Package No. _____ Date of Disinfestation _____ Certified by _____ (Thai inspector) Certified by _____ (Japanese inspector)

オ エにおいて植物検疫証票をちょう付する場合には、ウによる植物検疫証明書をあらかじめ植物防疫所に送付させるものとする。

(1) 及び (2) の確認業務は、原則としてタイ王国植物防疫機関により行われる検査及び消毒の確認と共同して行うものとする。

(新設)

Phytosanitary Certificate Label
For MANGO
Master Certificate No. _____
Package No. _____
Date of Disinfestation _____
Certified by _____
(Thai inspector)
Verified* by _____
(Japanese inspector)

*植物検疫証票の在庫がなくなるまでの間、この部分についてはCertifiedでも可とする。
(注) 「新設」であることを示す下線は省略する。

8 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 植物防疫官は、航空携行手荷物として日本向けに輸出される生果実の保管状況について、次の事項につき原則として1か月に1回以上、タイ植物防疫機関が行うものとされている確認が適切に行われたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、随時タイ植物防疫機関に当該確認を求め、その結果を確認することができるものとする。

ア・イ (略)

ウ 植物検疫証明書及び植物検疫証票の抹消状況

エ (略)

(2) タイ植物防疫機関は、(1)の保管状況の確認を円滑に行うため、保管場所を管理する責任者に対し、(1)のAからEまでに掲げる事項を記録させるものとされている。

(削る。)

9 表示

(1) 告示9の輸出植物検疫が終了している旨の表示は次のAの様式、仕向地が日本である旨の表示は、次のイの字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

ア 輸出植物検疫が終了している旨の表示
(略)

イ 仕向地が日本である旨の表示
(略)

(2) 航空携行手荷物のこん包の表面には、次の内容を含む日本語

6 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 植物防疫官は、航空携行手荷物の保管状況について、タイ王国植物防疫機関と共同して次の事項につき確認するものとする。

ア・イ (略)

ウ 植物検疫証票のまっ消状況

エ (略)

(2) 植物防疫官は、(1)の保管状況の確認を円滑に行うため、必要と認めるときは、保管場所を管理する責任者に対し、必要事項を記録させることができるものとする。

(3) (1)の確認は1か月に1回以上実施するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、随時に確認することができるものとする。

7 表示

(1) 告示9の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

ア 輸出植物検疫終了の表示
(略)

イ 仕向地の表示
(略)

(2) 航空携行手荷物のこん包の表示には、次の内容を含む日本語

- ・タイ語及び英語の注意書きを表示するものとされている。
- ア 生果実は、日本の飛行場に到着後、直ちに植物検疫を受けなければならないこと。
- イ 日本における検疫前に封印を破ると、当該生果実の輸入が禁止されること。

10 輸入検査

- (1) 植物防疫官は、輸入港又は飛行場において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書又は植物検疫証票を確認して輸入検査を行うものとする。なお、植物検疫証票を確認して行う場合は、告示8の植物検疫証明書又はその写しが当該生果実が輸入される場所に所在する植物防疫所にあらかじめ送付されていることを確認するものとする。
- (2) 植物防疫官は、生果実が航空携行手荷物として輸入された場合において、(1)の確認を行ったときは、当該こん包の植物検疫証明書又は植物検疫証票を抹消するものとする。
- (3) 植物防疫官は、植物検疫証明書又は植物検疫証票が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示9の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実を所有又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (4) (略)
- (5) 植物防疫官は、ミカンコミバエ種群又はウリミバエが発見された場合には、次の措置を講ずるものとする。
- ア 当該生果実を所有又は管理する者に対し、ミカンコミバエ種群又はウリミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
- イ ミカンコミバエ種群又はウリミバエが付着した原因についてタイ植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査し、その原因が判明し、再発防止策が講じられるまでは以後の輸入検査を中止すること。

- ・タイ語及び英語の注意書きを表示させるものとする。
- ア 当該マンゴウ生果実は、日本の飛行場に到着後直ちに植物検疫を受けなければならないこと。
- イ その検疫前に封印を破ると当該マンゴウ生果実は、輸入禁止されること。

8 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において当該生果実と添付されている植物検疫証明書又は植物検疫証票を確認して行うものとする。ただし、植物検疫証明書の写し又は植物検疫証票を確認して行う場合は航空携行手荷物に限るものとする。
- (2) 航空携行手荷物として輸入された場合において、(1)の確認を行ったときは、当該こん包の植物検疫証明書又は植物検疫証票をまっ消するものとする。
- (3) 植物検疫証明書又は植物検疫証票が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示9の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (4) (略)
- (5) ミバエ類が発見された場合は、次により措置するものとする。
- ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
- イ ミバエ類が付着した原因についてタイ王国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。